

遊漁船業者登録申請について

■ 遊漁船業登録（新規・更新）申請書の提出について	1
■ 業務規程の提出について	2
■ 変更届出書等の提出について	3
■ 申請書等の記載例（補足資料）	4
■ 様式集	
① 登録申請関係様式	
② 業務規程様式	
③ 変更届出書・廃業等届出書様式	
④ 標識・利用者名簿（参考）様式	

令和6年4月

大分県農林水産部漁業管理課

遊漁船業登録(新規・更新)申請書の提出について

★提出の仕方

(1) 提出部数

①登録申請書は業務規程(P2を参照)と共に**正副2部**を提出します。

(2) 提出先

①大分県漁業協同組合各支店、大分県遊漁船業協同組合、大分地区小型船安全協会に所属されている方は、所属団体を通じて振興局に提出します。

②その他の方は下記の振興局に直接提出します。

県振興局名	担当部・班名	電話番号
大分県東部振興局	農山漁村振興部 水産班	0978-72-3693
大分県中部振興局	農山漁村振興部 水産班	097-506-5738
大分県南部振興局	農山漁村振興部 水産班	0972-22-0394
大分県豊肥振興局	農山村振興部 森林管理班	0974-63-1174
大分県西部振興局	農山村振興部 森林管理班	0973-22-2585
大分県北部振興局	農山漁村振興部 水産班	0978-32-1726

(更新の場合、登録有効期間満了日の30日前までに提出)

★登録申請に必要な書類

①登録申請書(様式第1号)

・正本には、大分県収入証紙を貼付しなければなりません。

(新規15,000円 / 更新12,000円)

②登録申請者等誓約書(様式第2号)

③実務経験・実務研修証明書(様式第3号)

④遊漁船業務主任者誓約書(様式第3号の2)

⑤海技免状又は小型船舶操縦免許証(1級又は2級で「特定操縦免許」のもの)の写し

⑥遊漁船業務主任者講習会の修了証明書の写し

⑦保険証券の写し

・**旅客定員1名あたり5,000万円以上**の損害賠償をてん補する保険であることが必要です。

・船舶検査証書の旅客定員と必ず一致しなければなりません。

・瀬渡し業務を行う場合は、それに対応する特約が付いていることが必要です。

・瀬渡し業務を行う場合は、「利用定員」(同時に漁場(遊漁船内含む)にいる最大人数)で加入する必要があります。

・登録申請者が契約したものに限ります。

⑧船舶検査証書の写し

⑨申請者の住民票(3ヶ月以内に発行されたもの)

・マイナンバーカード又は運転免許証等の写しでも可(必ず現住所と一致していること)。法人の場合は登記簿謄本と役員の住民票を添付。

⑩選任した業務主任者の住民票

・マイナンバーカード又は運転免許証等の写しでも可(必ず現住所と一致していること)。申請者と同じ場合は⑩を省略することも可

⑪業務規程

★作成上の注意事項

①A4縦長横書き、左綴じ(のり付けはしない。)とし、この規格より小さいものは、A4の台紙に貼り付けてください(船舶検査証など規格がA4でないものについては、拡大・縮小などしてA4サイズにしてください。)

②申請者本人が記入してください。

★申請書等の様式(様式第1号～様式第3号の2)

業務規程の提出について

★提出の仕方

- ①業務規程は、登録（新規、更新）に係る申請書類（P 1 を参照）と一緒に提出します。
- ②正本作成後、副本を 3 部作成します。県には、知事あての届出書に押印し、**副本 2 部**を提出してください。
- ③**正本は申請者各自で営業所に保管し、残りの副本 1 部は遊漁船に備え置いてください。**

★記入の仕方

- ①届出書、業務規程 1 ページ目と別表 1 ～別表 1 3 に必要事項を記入してください。
- ②**新規登録の場合、登録番号を記入する必要はありません。**
なお、正本及び遊漁船に備える副本には、後日、県から送付します登録通知書の登録番号を記入してください。
- ③業務規程の 2 ～ 1 0 ページと末尾の別記様式第 1 ～ 3 号には、特に記入する箇所はありませんが、必ず内容を確認してください。

★作成上の注意事項

- ①A 4 縦長横書き、左綴じ（のり付けしない。）とし、この規格より小さいものは、A 4 の台紙に貼り付けてください（船舶検査証など規格が A 4 でないものについては、拡大・縮小などして A 4 サイズしてください。）。
- ②申請者本人が記入してください。

★業務規程の様式（届出書・業務規程・別表）

変更届出書等の提出について

★提出の仕方

①業務規程に変更が生じた場合は、変更の日までに業務規程変更届出書（別記様式第6号）を変更後の業務規程を添付して提出してください。

ただし、業務主任者講習の修了証明書、特定操縦者免許の有効期間、船舶検査証の有効期間の日付の変更は、変更する日付で提出してください。

②登録した事項に変更が生じた場合は、変更の日までに業務規程変更届出書（別記様式第6号）を提出し、変更後30日以内に遊漁船登録事項変更届出書（様式第5号）を提出してください。

③遊漁船業を廃業した場合（死亡を含む。）には、その日から30日以内に遊漁船業者廃業等届出書（様式第7号）を提出してください。

④次の登録内容等に変更があった場合には届出が必要です。

- ・業務規程の内容
- ・申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人の代表者の氏名
- ・営業所の名称及び所在地並びに遊漁船の名称（遊漁船を増減した場合も含む。）
- ・法人にあってはその役員の氏名
- ・未成年者にあってはその法定代理人の氏名及び住所
- ・遊漁船業務主任者の氏名（業務主任者を増やした（減らした）場合を含む。）
- ・損害賠償措置の内容（期間の更新や遊漁船の旅客定員変更等に伴う内容変更を含む。）

★届出に必要な添付書類

①登録事項変更届出書

- ・変更事項を証明するための書類を添付してください。
- ・損害賠償措置内容の変更の場合は、保険証券の写しを添付してください。
なお、1年契約の保険に加入している場合は、毎年、登録事項変更届出書を提出する必要があります。
- ・遊漁船業務主任者を変更する場合には、誓約書（様式第3号の2）を提出して下さい。

②業務規程変更届出書

- ・変更部分の業務規程を添付してください。
- ・業務主任者講習の修了証明書、特定操縦者免許の有効期間、船舶検査証の有効期間の変更は根拠書類の写しを添付してください。

★作成上の注意事項

①A4縦長横書き、左綴じ（のり付けはしない。）とし、この規格より小さいものは、A4の台紙に貼り付けてください（船舶検査証など規格がA4でないものについては、拡大・縮小などしてA4にすること。）。

②申請者本人が記入してください。

★変更届出書等の様式（様式第5号～様式第7号様式ほか）

申請書等の記載例(補足資料)

★この資料は、①登録申請書 ②業務規程 ③変更届出書を作成する際の補足資料としてご使用ください。

(1) 登録申請書関係

- ①登録申請書(様式第1号)
- ②登録申請者等誓約書(様式第2号)
- ③実務経験・実務研修証明書(様式第3号)
- ④遊漁船業務主任者誓約書(様式第3号の2)

(2) 業務規程関係

- ①届出書・表紙
- ②別表1～13
- ③別記様式1～3号

※業務規程の条文については、そのものには記入するところがありませんので、ここでは省略していますが、登録申請時には提出が必要となります。

(3) 変更届出書

- ①遊漁船業者登録事項変更届出書(様式第5号)
- ②業務規程変更届出書(様式第6号)
- ③遊漁船業者廃業等届出書(様式第7号))